

1ヘクタール未満の墓園又は運動・レジャー施設の管理に必要な建築物

市街化調整区域内における1ヘクタール未満の墓園（墓地、埋葬等に関する法律第2条第5項に規定する墓地をいい、動物霊園は含まない。）又は運動・レジャー施設である工作物（以下、これらを「墓園等」という。）の管理に必要な建築物の建築行為で、下記のすべての要件に該当するものは、都市計画法施行令第36条第1項第3号ホに基づき、開発審査会の議を経たものとして取り扱うものとする。

記

1 適用対象

当該墓園等の管理上、必要な建築物を建築するものであり、建築物の建築を主たる目的としない建築行為であること。

2 建築を行う者

建築を行う者は、次のいずれかの者であること。

- (1) 1ヘクタール未満の墓園等を設置し、管理運営している者
- (2) 墓園等の設置について必要な他法令の許認可等が得られる見込みがあり、当該墓園等を管理運営する予定の者

3 建築物の用途

建築物の用途は、事務室、休憩室（運動・レジャー施設にあつては更衣室、シャワー室を含む。）、物置又は便所（以下、これらの施設を「管理施設」という。）であること。

4 建築物の敷地

管理施設を建築する敷地は、墓園等の区域内であること。

5 建築物に関する基準

建築物は、次のいずれにも該当すること。

- (1) 管理施設の階数は1とし、高さは10メートル以下であること。
- (2) 建築物は自己の業務の用に供するものであること。
- (3) 敷地内の管理施設の延べ面積の合計は、100平方メートル以下であること。

6 他法令との関係

他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

附 則

この基準は、平成21年7月1日から施行する。（平成21年6月5日第10回議決）

附 則

この基準は、令和7年8月1日から施行する。（令和7年2月5日第31回議決）